

安城市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における民間木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、市が実施する専門家耐震診断又は一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断の判定値に基づき耐震改修工事を行う場合に予算の範囲内において交付する安城市民間木造住宅耐震改修費補助金に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間木造住宅 次のいずれにも該当する住宅をいう。

ア 在来の木造軸組構法又は伝統構法で建築された平家建て又は2階建てのもの

イ 戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅であるもの（店舗等の用途を兼ねるものにあつては、当該用途の用に供する部分の面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満のものに限る。）

ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

エ 現に居住の用に供しているもの

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかの耐震診断をいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第4号に規定する木造住宅耐震診断に基づいて市が実施する専門家耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかの数値をいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第4号に規定する木造住宅耐震診断による判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法による評点

ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の精密診断法その他市長が認めるプログラムによる評点

(4) 耐震改修工事（一般型） 次のいずれかの耐震改修工事をいう。

ア 前号ア、イ又はウの判定値（平成17年度以前に実施された診断に係るものを除く。）が0.7未満と診断された民間木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事

イ 前号アの判定値が0.7以上1.0未満と診断された民間木造住宅について、当該判定値を0.3加算した数値以上とする耐震改修工事

ウ 前号イ又はウの判定値（平成17年度以前に実施された診断に係るものに限る。）が80点未満と診断された民間木造住宅について、同号アの判定値を1.0以上とする耐震改修工事

(5) 耐震改修工事（段階型（1段階目）） 次のいずれかの耐震改修工事をいう。

ア 第3号ア、イ又はウの判定値（平成17年度以前に実施された診断に係るものを除く。）が0.4以下と診断された民間木造住宅について、判定値を0.7以上1.0未満とする耐震改修工事

イ 第3号イ又はウの判定値（平成17年度以前に実施された診断に係るものに限る。）が40点以下と診断された民間木造住宅について、同号アの判定値を0.7以上1.0未満とする耐震改修工事

ウ 第3号ア、イ又はウの判定値（平成17年度以前に実施された診断に係るものを除く。）が1.0未満と診断された2階建ての民間木造住宅について、1階部分の判定値を1.0以上とする耐震改修工事（2階部分の判定値が1.0未満のものに限る。）

エ 第3号イ又はウの判定値（平成17年度以前に実施された診断に係るものに限る。）が80点未満と診断された2階建ての民間木造住宅について、1階部分の同号アの判定値を1.0以上とする耐震改修工事（2階部分の判定値が1.0未満のものに限る。）

(6) 耐震改修工事（段階型（2段階目）） 前号ア若しくはイの耐震改修工事について交付された安城市民間木造住宅耐震改修費補助金の対象となった民間木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事又は同号ウ若しくはエの耐震改修工事について交付された安城市民間木造住宅耐震改修費補助金の対象となった民間木造住宅について、判定値を1.0以上とし、かつ0.3加算した数値以上とする耐震改修工事

(7) 耐震改修工事（簡易型） 第3号ア、イ又はウの判定値（平成17年度以前に実施された診断に係るものを除く。）が1.0未満と診断された民間木造住宅について、判定値を0.1加算した数値以上とする耐震改修工事をいう。た

だし、耐震上有効なものに限る。

(補助対象者)

第3条 安城市民間木造住宅耐震改修費補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の民間木造住宅（当該住宅について過去に安城市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）に基づく補助金の交付がされているもの（同要綱に基づく耐震診断費補助事業に係る補助金の交付のみがされたものを除く。）を除く。）に耐震改修工事を行う者（当該民間木造住宅の所有者以外の者については、当該所有者の同意を得られた者に限る。）であること。
- (2) 第6条の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）があった日の属する年度の2月末日までに当該耐震改修工事を完了する者であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額等)

第4条 安城市民間木造住宅耐震改修費補助金の交付の対象となる経費及び当該補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 安城市民間木造住宅耐震改修費補助金の交付は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地ごとに、1回限りとする。ただし、耐震改修工事（段階型（2段階目））に係る安城市民間木造住宅耐震改修費補助金は、耐震改修工事（段階型（1段階目））に係る安城市民間木造住宅耐震改修費補助金と重複して交付することができる。

(補助金交付申請)

第5条 安城市民間木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事に着手する前に、安城市民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の概要を明らかにする書類（建築士の記名及び押印のあるものに限る。）
- (2) 耐震改修工事見積書
- (3) 案内図

- (4) 木造住宅耐震診断の結果報告書等の写し
 - (5) 耐震補強計算書（改修後の判定値が分かるものに限る。）
 - (6) 現況平面図
 - (7) 耐震改修計画図その他改修方法を示す図書
 - (8) 市長が市税に係る公簿の閲覧をすることに同意しない場合にあっては、市長が申請者の市税の滞納がないことを証明する書類
 - (9) 耐震改修工事を行う住宅の建築年の分かる書類
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、安城市民間木造住宅耐震改修費補助金の交付を決定し、安城市民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知する。

（計画の変更）

第7条 交付決定を受けた者は、耐震改修工事の内容を変更しようとする場合は、安城市民間木造住宅耐震改修費補助金変更交付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該交付決定に係る補助金の額の変更が生じない場合は、当該書類（第2号に掲げる書類を除く。）の提出で足りるものとする。

- (1) 変更の概要を明らかにする書類（建築士の記名及び押印のあるものに限る。）
- (2) 変更後の耐震改修工事見積書
- (3) 変更後の耐震補強計算書（改修後の判定値が分かるものに限る。）
- (4) 変更後の耐震改修計画図その他改修方法を示す図書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定を変更し、安城市民間木造住宅耐震改修費補助金変更交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（工事の取りやめ）

第8条 交付決定を受けた者（前条第2項の規定により変更交付決定を受けた者を含む。以下同じ。）は、事情により耐震改修工事を取りやめるときは、安城市民間木造住宅耐震改修費耐震改修工事取りやめ届（様式第5）を市長に提出しな

ればならない。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに安城市民間木造住宅耐震改修費補助金実績報告書(様式第6)に工事の請負業者による耐震改修工事が完了したことの証明及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の契約書の写し
- (2) 耐震改修工事の領収書の写し
- (3) 工事着手前、工事施工中及び工事完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した安城市民間木造住宅耐震改修費補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、安城市民間木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第3条第2号に定める期日までに耐震改修工事が完了しないとき。
- (4) その他市長が安城市民間木造住宅耐震改修費補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年2月末日までに耐震改修工事(一般型)を完了する者であつて、市内に住所又は事業所の所在地を有する者に当該工事を請け負わせるものに対する補助金の額は、同項の規定により算出した額に10万円を加えた額とする。ただし、耐震補強工事費及び改修設計費の合計額を限度とする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、平成22年4月1日以後に受理した補助金交付申請に係る補助金について適用し、同日前に受理した補助金交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月27日から施行する。

2 安城市民間木造住宅耐震化緊急支援事業交付要綱（平成23年3月10日施行）に基づく補助金の交付を受ける者に係る補助金の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

<p>補助金の交付の対象となる経費</p>	<p>耐震改修工事に要する費用のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 耐震補強工事費（建物の耐震補強に関わる工事（耐震補強工事に附帯する工事を含む。）に要する費用をいう。）</p> <p>(2) 改修設計費（耐震補強工事に関わる設計等に要する費用をいう。）</p>
<p>補助金の額</p>	<p>次の各号に掲げる工事の種類に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 耐震改修工事（一般型） 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額を合計した額</p> <p>ア 基本分 耐震補強工事費の額に5分の4を乗じて得た額（115万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。）。</p> <p>イ 上乗せ分 耐震補強工事費及び改修設計費（10万円を限度とする。ただし、精密診断法による場合は、30万円を限度とする。）を合計した額（135万円を限度とする。ただし、精密診断法による場合は、155万円を限度とする。）からアに定める額を減じた額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。）</p> <p>(2) 耐震改修工事（段階型（1段階目）） 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額を合計した額</p> <p>ア 基本分 耐震補強工事費の額に5分の4を乗じて得た額（50万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。）</p> <p>イ 上乗せ分 耐震補強工事費及び改修設計費（10万円を限度とする。ただし、精密診断法による場合は、30万円を限度とする。）を合計した額（60万円を限度とする。ただし、精密診断法による場合は、80万円を限度とする。）からアに定める額（その額に1</p>

， 000円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。)

(3) 耐震改修工事 (段階型 (2段階目))

次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額を合計した額

ア 基本分 耐震補強工事費の額に5分の4を乗じて得た額 (50万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。)

イ 上乗せ分 耐震補強工事費及び改修設計費 (10万円を限度とする。) を合計した額 (60万円を限度とする。) からアに定める額を減じた額 (その額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。)

(4) 耐震改修工事 (簡易型)

耐震補強工事費の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか低い額 (その額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。)